

介護保険事業所等の指定及び請求等に関する手続きについて

平成31年3月13日

平成30年度 名護市介護保険施設等集団指導

1

地域密着型サービス事業所(施設)の新規指定の申請について

○新規指定にあたって

地域密着型サービス事業所の新規指定にあたっては、事前に「名護市地域密着型サービス運営会議」に諮る必要があります。現在、当該会議は「半年に1回程度の開催」となっているため、すぐに新規事業所を開設できるわけではありません。

そのため、新規事業所の開設を検討している事業者は、必ず、事前に名護市介護長寿課までご確認するようお願いします。

(※サービス種別によっては「公募」となるサービスもあります。)

○申請書の提出期限について

上記の「名護市地域密着型サービス運営会議」が開催される月の前々月の15日までに名護市介護長寿課へ提出してください。(※この時点ですべての申請書類が整っている必要があります。)

○指定日＝毎月1日付け

○事業所の現地確認について

指定予定日の前月中旬までには事業所の現地確認を実施します。その時点で、サービスが提供できる状況にしておく必要があります。

2

事業所(施設)の変更、再開の届出について

○届出の提出期限について

変更、再開した日から10日以内に名護市介護長寿課へ提出してください。(事前届出も可能です。)

○注意事項

サービス利用定員の変更、設備の変更などについては事業所の現地確認が必要になりますので、事前調整をお願いします。また、再開する場合も事前に届出をお願いします。

事業所の廃止、休止の届出について

○届出の提出期限について

廃止、休止の予定日の1ヶ月前までに名護市介護長寿課へ提出してください。

○注意事項

サービス利用者に対して、その後のサービス利用に支障がないよう責任を持って調整しておく必要があります。

3

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について(加算等の届出について)

○届出の提出期限について

加算の算定を開始する月の前月15日までに名護市介護長寿課へ提出してください。16日以降に提出された届出に係る加算については、翌々月からの算定開始となります。

(例1：5月15日までに届出した場合 → 早くて6月1日より加算の算定が可能)

(例2：5月16日以降に届出した場合 → 早くて7月1日より加算の算定が可能)

※算定要件を満たしていることが前提です。

※加算の種別によっては上記の取扱いは異なります。(過去のサービス実績を必要とする加算など)

○注意事項

加算の届出にあたって、算定要件を満たしていることが確認できる資料の提出も必要です。(サービス利用者の割合計算書、勤務表、資格証など)

また、加算の算定要件を満たさなくなった場合、減算の対象となる場合は、速やかにその旨を届出する必要があります。(届出を行わず、悪質な場合には行政処分の対象となります。)

※指定の申請手続き、加算等の届出については、名護市ホームページ(介護長寿課)にて詳細をご確認ください。

4

国保連合会への介護報酬の請求、給付管理票の提出等について

○介護度認定区分の変更申請中(新規申請中)のサービス利用者について

変更申請（新規申請）を行った月から当該認定結果が出る月までの間は認定区分が確定していない（暫定サービス利用中）ため、国保連合会への介護報酬の請求及び給付管理票の提出はできません。（請求しても審査エラーとなり返戻となります。）

また、毎月初旬に名護市から国保連合会へ介護認定者の「その時点」の認定情報を送信します。その後の10日に各サービス事業所が介護報酬請求及び給付管理票を提出するスケジュールとなっているため、国保連合会が保有する認定情報と「ずれ」（タイムラグ）が生じます。

そのため、当該認定結果が出た月の翌月に、月遅れで介護報酬を請求及び給付管理票を提出してください。

○介護報酬の請求誤りについて

毎月の請求情報の中で、利用者の負担割合の相違、負担限度額認定の相違、請求先保険者の誤りなど、「利用者の基本的情報」の相違による請求誤りが多く見受けられます。請求にあたっては、被保険者証や負担割合証などで基本的情報を確実に確認してください。

5

介護報酬の過誤申立(取下げ)について

○介護報酬の請求に誤りがあった場合について

サービス事業所からの介護報酬の請求に誤りがあった場合、既に確定している請求を取り下げる必要があります。

取り下げる場合、サービス事業所は「介護給付費過誤申立書」を保険者（名護市介護長寿課）へ提出してください。（当該申立書の様式は名護市ホームページに掲載しています。）

過誤申立書を受理後、保険者から国保連合会へ当該過誤申立書を提出します。

その後、毎月の月末頃の国保連合会からの通知により請求の取下げがなされていることを確認されてから、再請求を行ってください。

**○介護給付費過誤申立書の提出期限は「毎月5日まで」となっています。
（※5日が市役所閉庁日の場合は、その前の平日が提出期限となります。）**

6

事業所等における感染症対策について

今冬、高齢者施設におけるインフルエンザ集団感染が相次いでいることから、国からも感染症対策について適切な対応を行うよう注意喚起がされています。

介護保険の事業所等は、運営基準等により感染症の発生及びまん延を防止するために適切な措置を講じることとされています。

事業所の管理者等におかれましては、下記の資料をご確認のうえ、自身の事業所の状況を振り返り、感染症対策のマニュアル等の整備も含め、対策を徹底するようお願いします。

資料:介護保険最新情報vol.694「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」

※名護市ホームページ（介護長寿課）にも上記資料を掲載していますので、ご確認ください。

7

介護保険施設等における非常災害対策計画の策定、避難訓練の実施について

厚生労働省が行った調査において、沖縄県の非常災害対策計画の策定等の状況は全国平均より低い状況にあることが分かりました。

介護保険の事業所等は、運営基準等により非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難訓練等を行わなければならないとされています。

また、自力避難が困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

なお、平成31年3月末日時点の状況について、厚生労働省より調査が行われる予定となっていますので、今後とも当該計画の策定（随時の見直し）、避難訓練の実施に努めていただくようお願いします。

※各事業所等の実態に即した非常災害対策計画の策定、避難訓練を実施するようお願いします。

※名護市ホームページ（介護長寿課）にて参考資料を掲載していますので、ご活用ください。

8

介護サービス事業者における業務管理体制の整備及び届出について

○趣旨

介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づき、40歳以上の国民から集めた保険料と公費（税金）により利用者に必要なサービスを提供し、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした公的性格が極めて強い制度であり、介護サービス事業者には適切なサービス提供だけでなく、法令等の自主的な遵守が求められています。

このため、介護サービス事業者による法令遵守の義務の履行を制度的に確保し、利用者等の保護と介護事業運営の適正化を図ることを目的として、全ての介護サービス事業者に対して業務管理体制の整備及び届出が義務付けられています。

○業務管理体制の整備内容

法令遵守責任者の選任	法令遵守規定の整備	法令遵守に係る監査
	法令遵守責任者の選任	法令遵守規定の整備
事業所数 20未満	事業所数 20以上 100未満	事業所数 100以上

※事業所数は指定（許可）を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。

9

介護サービス事業者における業務管理体制の整備及び届出について

○業務管理体制の整備に関する届出事項及び届出先について

届出事項	対象となる介護サービス事業者
事業者の名称（氏名）、事務所の所在地、代表者の氏名、住所等	全ての事業者
「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	全ての事業者
「法令遵守規定」の概要	事業所等の数が20以上の事業者
「業務執行の状況の監査」の方法の概要	事業所等の数が100以上の事業者

届出先の区分	届出先
事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業所の主たる事務所が所在する都道府県知事
全ての事業所等が1の都道府県（若しくは指定都市）の区域に所在する事業者	都道府県知事（若しくは指定都市の長）
地域密着型サービスのみを行う事業者で、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長

○業務管理体制の確認検査の実施について

業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、定期的に検査を実施していきます。

10

2019年度の介護報酬の改定について(※未確定情報)

消費税の改定に伴い、2019年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬の改定等が予定されています。

○各居宅サービス、施設サービス、居宅介護支援における基本報酬の改定

○介護職員処遇改善加算について、現行の当該加算に加えて、別の加算として新しい処遇改善に関する加算を設定

○利用者の要介護毎の区分支給限度基準額の改定

これらの情報については、厚生労働省ホームページにて、随時公開されています。

今後の事業運営にも大きい影響があるかと思いますので、日頃から最新情報の収集に努め、今後の体制作りを検討してください。

11

各サービスの運営・人員・設備の基準、介護報酬の算定要件について

各事業者は、自身が運営しているサービス基準等（名護市条例、国の基準等）について、今一度、内容を再確認していただき、適切に運営されているかを定期的に自己点検していただくようお願いします。

※右記の冊子「介護報酬の解釈」（赤本＝指定基準編、青本＝単位数表編）は基準等が見やすくまとめられていますので、是非、事業所にて活用してください。



また、毎年のように基準、報酬が改正されていますので、自ら、常に最新の情報を収集するよう努めてください。

厚生労働省、沖縄県高齢者福祉介護課、名護市のホームページや介護保険最新情報を日頃からチェックしていただくようお願いいたします。

12